

随意契約等見直し計画

平成 22 年 5 月
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

なお、この他、公募型委託研究の取扱いについては、政府全体の研究開発法人の在り方に関する検討を踏まえて見直しすることとされた。

国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として中核研究機関が応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後は、当該研究グループに所属する機関に対し中核研究機関が再委託したもの。

773 件、2,841,378 千円

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(89.5%) 1,449	(89.5%) 14,990,991	(91.4%) 1,480	(90.5%) 15,143,636
競争入札	(52.9%) 856	(39.6%) 6,627,658	(56.6%) 917	(42.4%) 7,086,175
企画競争、公募等	(36.6%) 593	(49.9%) 8,363,333	(34.8%) 563	(48.1%) 8,057,461
競争性のない随意契約	(10.5%) 170	(10.5%) 1,749,488	(8.6%) 139	(9.5%) 1,596,844
合 計	(100%) 1,619	(100%) 16,740,480	(100%) 1,619	(100%) 16,740,480

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 当機構では平成 19 年 12 月に策定した随意契約見直し計画に対する取り組みを平成 20 年 4 月 1 日から実施している。

(注 3) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意し、公告期間を延長するなどの改善を行い、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	1,449	14,990,991
うち一者応札・一者応募	(34.7%) 503	(16.2%) 2,423,665

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(62.8%) 316	(64.4%) 1,560,704
仕様書の変更	89	319,577
参加条件の変更	4	26,204
公告期間の見直し	236	1,306,839
その他	0	0
契約方式の見直し	(1.6%) 8	(1.8%) 43,322
その他の見直し	(35.6%) 179	(33.8%) 819,640
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(- %) 0	(- %) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

① 一般競争入札等への移行

ア 競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものに限定し、できる限り一般競争入札等へ移行する。

イ 電気料については、再度早期に点検し、競争性のある契約に移行できるものは移行する。

② 予定価格の積算方法

参考見積書を徴取して予定価格を積算する際には、一者のみの徴取ではなく、同種の契約実績等も参考とし複数者から見積書を徴取し適切な予定価格の積算に努める。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 入札公告、公募の早期掲載、期間の確保、延長

ア 発注情報を早めに公表するとともに公告期間を延長する。

イ 企画競争や公募において、応募者の企画書等作成のため、公示日から企画書等提出までの期間を十分に確保する。

ウ 仕様等に対する質問、回答期間を十分に設ける。

② 仕様書の内容の見直し

ア 物品調達については、仕様書の内容を精査し、必要最低限の仕様とするとともに、機器等の仕様選定理由を明確化し、競争の透明性を図る。

イ 役務調達については、仕様書において業務内容を出来る限り具体的かつ明確にする。また、必要な情報を適切に提供することに努める。

③ 入札参加要件の緩和

ア 競争参加資格の等級を支障のない範囲で本来の等級の上位又は下位の者が参加できるよう緩和する。

イ 過去の納入実績、請負実績等の条件を撤廃。

ウ 納入業者の所在地等の条件を撤廃

エ 特定の業者しか納入することができないなどの条件を見直す。

④ その他

入札説明書受領者で入札に参加しなかった者など把握している範囲でアンケート調査等の協力依頼をし、一者応札・一者応募となった原因分析を行い、以後の類似の契約に適切に反映するよう検討する。

(4) その他

当機構ホームページにおいて実施している RSS 情報サービスを利用した調達情報の周知を積極的に行い、幅広く最新の情報提供が出来るよう努める。